

No.10 2002年5月発行

淀川水系 流域委員会 琵琶湖部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第10回琵琶湖部会の内容……………P.1
- 第10回琵琶湖部会の資料より抜粋……………P.6
- 意見聴取・反映に関する試行の会の概要……………P.10
- これまで開催された委員会および部会等について……………P.14
- 当日資料の閲覧・入手方法……………P.15

平成14年2月19日(火) 第10回琵琶湖部会が開かれました。



【大津プリンスホテルにて】

第10回琵琶湖部会 委員リスト

2002.2.19現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター校長	-
2	江頭 進治 (部会長代理)	河道変動	立命館大学理工学部 教授	委員会
3	嘉田 由紀子	地域・まちづくり(環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	委員会
4	川那部 浩哉 (部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	委員会
5	川端 善一郎	生態系	京都大学生態学研究センター 教授	-
6	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	委員会
7	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授、 永源寺町教育委員会 教育長	-
8	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学大学院工学研究科 教授	委員会
9	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員(自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	委員会
10	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	委員会
11	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	-
12	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	-
13	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	-
14	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事、 朝日漁業協同組合 代表監事	-
15	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	委員会
16	三田村 緒佐武	環境教育(水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	委員会
17	村上 悟	地域の特性に詳しい委員(鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	-

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第10回琵琶湖部会の内容

10名の委員が出席して、審議が行われました。前半の部では「意見聴取・反映に関する試行の会」が開催され、6名の方による意見発表と委員との意見交換が行われました。後半の部(会議)では整備計画の視点に関する検討課題及び、中間とりまとめについて意見交換が行われた他、次回部会での検討の参考とするため、河川管理者により治水対策等の論点について説明が行われました。

第10回琵琶湖部会(2002.2.19開催)結果概要(暫定版)

庶務作成

1. 前半の部(意見聴取・反映に関する試行の会)の概要

- ・ 昨年末に実施した一般意見募集応募者のなかから選出された6名の発表者による意見発表が行われた。
- ・ 1名あたり5分で意見発表を行い、3名が終わったところで、委員との意見交換が行われた。再度これを繰り返した後、一般傍聴も含め発表者全員と委員との意見交換が行われた。

2. 後半の部(会議)の概要

決定事項

- ・ 部会としての中間とりまとめにむけて作業部会を設置する。
- ・ 作業部会メンバーは、立候補を基本とし、その状況をみて調整する。
- ・ メンバーに立候補する委員は、当日欠席した委員も含めて庶務からもう一度確認を行い、1週間以内に決定する。なお、会議中の立候補者は、倉田委員、村上委員の2名。

審議の概要

検討課題について

- ・ 「整備、計画の視点」(整備、計画、事業、管理のあり方や住民および行政内でのパートナーシップ)についての意見交換が行われた。
- ・ 次回の検討の参考とするため、河川管理者より資料4を用いて治水に関する情報提供が行われた。

中間とりまとめについて

- ・ 琵琶湖部会としてのとりまとめ方法について部会長より提案があり、それについて意見交換が行われた。

3. 主な説明内容

河川管理者からの説明

説明要旨: 資料4「現状・課題・方向性検討についての説明資料」

- ・ 河川整備のための洪水対策の論点

1. 基本の方向...従来の方針を継承するか、新たな方針に転換するか。従来は目標規模の降雨を決めて、それによる被害を防ぐための治水政策を行ってきたが、これから

の新しい方針としては、どのくらいの雨が降るかわからないことを前提に、都市に壊滅的被害をもたらす“破堤”を回避し、併せて浸水頻度の軽減を図る考え方に立つ。

2. 対策の優先度...破堤回避を最優先するのか、破堤回避と浸水対策を同時実施するのか、あるいは別の考え方の3つがあげられる。
3. 実施場所の優先度...被害頻度、深刻度を勘案しながら、洪水対策の基本的な考え方が決まることによって、具体的な優先実施場所の評価が可能となる。
4. 土地利用の制限、調整...従来の治水対策にはなかったが、洪水対策を考慮せずに進んだ都市計画が、洪水に対して「脆い」地域を造った一因であることを考えると、今後の河川整備計画にどこまで盛り込むべきか否か、大きな論点となる。

・淀川水系 野洲川の現状説明

- ・野洲川は昔から、破堤を繰り返してきた典型的な都市河川で、破堤を起こすたびに流域が浸水し多大な被害を出してきた。その度に堤防を高くしてきたが、堤防を高くすればするほど、破堤したときの被害は甚大になる。
- ・野洲川はもともと天井川で、流路が南北に分かれていたため、昭和54年、治水を目的に2つの川を1つにまとめ、野洲川放水路をつくった。それ以後は浸水被害はない。
- ・しかし、破堤の可能性は今も残されている。もし、野洲川で昭和28年に起こった洪水の約1.7倍の雨が降った場合、複数の場所で破堤がおこると推測される。破堤すると、短時間で水深1m、流速2m/sを超え、家屋や人命に大きな被害が出るうえ、1,600億円相当の経済損失が生じると予測される。
- ・このような事態を防ぐために、これからは「洪水に対して脆い地域」ではなく、「洪水に対してしたたかな地域」をつくっていきたいと考えている。「洪水に対してしたたかな地域」とは、ある程度の浸水被害が生じて、人命や家屋、ライフライン等には影響がないような社会をつくるということである。
- ・そのためには、流域での対策と河川整備とを併行して推進する必要がある。流域対策としては、水防団等の防災組織や情報伝達体制の整備、堤防の監視、浸水に耐える施設の整備などがあげられる。また、いざという時の避難場所を示したハザードマップも整備中である。
- ・河川整備の進め方としては、まずは破堤を回避することが最優先となる。破堤を回避するためには、堤防をなくすか、強化するかのどちらかである。堤防をなくすには、もともと堤防がなかった時の状態に戻す、または、周辺の土地を地上げして実質的に堤防をなくすという2つの方法が考えられる。周辺の土地を地上げするには、流域内の土地利用や都市計画との整合をとるのに時間を要する。浸水の頻度が上がるというデメリットがあるが、地域と河川の分断が修復されるため、人にとっても、生態系にとってもメリットがある。
- ・もう1つ、今の堤防を残して強化するという考え方がある。例えば、矢板を土の中に打ち込み堤防に芯を設ける。これなら、土の堤防が削れても、川の水があふれない。また、堤防を防水シート等でよるい、その上に土をかぶせるという方法もある。いずれも応急対応的措置ではあるが、破堤の回避という意味では効果が期待できる。

4. 主な意見

<整備、計画のあり方>

- ・順応的管理については、国の他省庁、県や他の部課、市町村も含めた仕組みを考える

必要がある。

- ・整備の方向として、すべて画一的に行うのではなく、各地域それぞれの状況に合わせて、弾力的に運用できるようにする必要がある。
- ・整備計画のあり方を考える場合にも、歴史的、文化的問題をきちんと考えることが必要。
- ・滋賀県のそれぞれの河川ごとの整備計画のあり方、方向性も示しておくべき。
- ・“事業評価を行う仕組みも考える”という記述は、「実効性の確保」の辺りでのべき項目ではないか。

<事業のあり方>

- ・「何もしないことも1つの大事な事業である」というのは、具体的に何もしないとういうことが起こるのか、という事例をある程度紹介しておく必要がある。今後の検討すべき課題の中に、“何もしない場合に何が起こるのか”という議論を付け加えたい。国内だけでなく外国も含めてなるべく多くの情報を集めておきたい。
- ・国土庁を中心とした6省庁の調査の中では、「自然の回復に人間はおずおずとお手伝いをする」という言葉を使っていた。「保全」という言葉の中には、当然、手を加えるという意味が入っている。
- ・「何もしない」という言葉の意味を考える場合、しばらく何も手を加えない、今のまま進める、今まで行っていなかったことを行う、今のやり方を変える、今やっていることをやめる、この5つをきっちりと使い分けて考えるべきである。
- ・事業の予測を行うにあたっては、希少生物も含めて河川が持つ財をきっちり調査して、データベース化しそれに基づいて予測するという手続きを踏む必要がある。
- ・“大きな影響があると予測されるものについてはゆっくり進めることが必要”という記述があるが、“進める”という感覚が強く、“ゆっくり”というの意味もよく分からない。“影響を抑える方法等が分かるまで検討する”等の表現に変更すべき。
- ・“ハードからソフトへの移行”は、ソフト事業への力点の移行、住民への呼びかけ、計画の見直しなど、いろいろな意味が全て含まれていると解釈していきたい。
- ・ソフト事業に関連して、住民は知恵を出すだけではなく、実際の工事の段階においても、積極的に参加できる仕組みづくりを加えたい。
- ・住民が実際の事業に参加するということは理想ではあるが、大変である。しかし、本当に長い目で見た場合は、住民が汗を流さないと良い川作りができないというのは事実だと思う。
- ・河川の石積みなどの伝統工法についても、専門家が集まって、残された石積みを研究し、知恵を出し合いながら作っていくこともできる。
- ・伝統工法を継承していけるような人材の育成も重要。
- ・多い・少ない、高い・低い、早い・遅い、というような表現は、あいまいで縛りが効かない。定性的なものの言い方を残さざるを得ない部分もあるが、ある程度、定量的な基準も示すべきである。
- ・3-2(1)の“ローコスト化”と“伝統工法”は、互いに矛盾している。できないとわかりきっていることを大きく記述してもよいのか。
- ・“ローコスト化”は、ただ単に安くするというのでは意味がない。ここで出てくるのはおかしな気がする。
- ・琵琶湖部会としては、“ローコスト化”とう言葉については、はずしたほうがよいが

も知れない。

<管理のあり方>

- ・不確実性を前提とした管理の手法を取り入れることが必要なのは、生態系の問題だけでない。物理的、化学的な問題、人間の問題においても全て同じである。この生態系に関する記述は削除するほうがよい。
- ・行政は、湖沼に対する概念を持っているのか？河川と湖沼では生態系も大きく違うし、違った管理が必要。そのあたりについては、琵琶湖についても議論をしておいたほうがよいと思われる。
- ・3-3(1) に“水が流れていなければ川ではなく”との記述があるが、この言葉も正確にはおかしいので取り除いてよいと思う。
- ・“低水管理の問題が重要”という記述についても、低水、平水、高水すべてに言える事である。そういう意味であると解釈し、この部分の言葉は作り直す。
- ・伝統工法、石積みづくりは良い事である。さらに森林や水の保護という意味も含めて間伐材の利用等という事項もこの中に含めてはどうか。

<パートナーシップ>

- ・住民の中で合意を形成をしつつ、河川に関する情報をさまざまな方向に発信できる人材を育成することが非常に重要である。
- ・パートナーシップの部分についてNPO、NGOの果たす役割は大きい。位置づけをはっきりさせておくべき。
- ・「3-4.パートナーシップ」と「3-5.市民とのコミュニケーション」については、関係省庁との連携など省庁内の問題と行政対市民の問題という風に分けたほうがよいのではないか。

<部会における検討の進め方>

- ・琵琶湖そのものについての議論が足りない。琵琶湖には海に準じた法制度が適用されており、計画の中身や漁業の問題など、河川とは違った視点で考えておく必要がある。
- ・琵琶湖については、委員の意見発表でそれなりの議論がなされてきたと思うし、水位操作に関する部分以外は、国の直轄区域ではない。流域委員会で議論をしても、あまり身が入らない。
- ・琵琶湖の問題については、検討課題の議論の際、整備計画のあり方や視点の検討といった部分で、その都度問題を提起してほしい。次の部会で議論が必要と思われる場合は、事前に庶務に連絡をしたうえで、議題として取り入れることにしたいと思う。
- ・彦根市の芹川には、38年前からダム計画があるが、それを知らない市民が多い。市民がもっと参加できる仕組みがほしい。少人数で会議を行ってもよい川作りはできない。彦根市の芹川にはまだ多くの自然が残されている。天然のビオトープとして活用していけたらうれしい。

以上

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。



説明資料一覧

配布資料

資料名		提供主体	ボリューム ()は頁数	資料請求 No
議事次第		庶務	A4(1)	B10-A
資料 1	意見発表者と応募意見	庶務	A4(13)	B10-B
資料 1 補足	意見発表者による提供資料	意見発表者	A4(17)	B10-C
資料 2	第 7 回委員会 (2002.2.1開催) 結果概要 (暫定版)	庶務	A4(3)	B10-D
資料 3-1	琵琶湖部会における今後の検討課題に関するまとめ (案)	庶務	A4(11)	B10-E
資料 3-2	検討課題についての意見整理資料 (案)	庶務	A4(26)	B10-F
資料 3-3	委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見取りまとめ表(案)	庶務	A3(21)	B10-G
資料 4	現状・課題・方向性検討についての説明資料「河川管理者からの提供資料」 「淀川水系・野洲川の現状説明ほか」	河川管理者	A4(24)	B10-H
資料 4-1	河川内での公園占用について	河川管理者	A4(1)	B10-I
資料 5	一般意見の聴取、反映方法について	庶務	A4(5)	B10-J
資料 6	第 7 回運営会議(2002.2.1開催) 結果報告	庶務	A4(1)	B10-K
資料 7	淀川水系流域委員会 (琵琶湖部会) 河川整備計画策定のための基本的考え方	庶務	A4(4)	B10-L
参考資料 1	第9回琵琶湖部会 (2002.1.24開催) 結果概要 (暫定版)	庶務	A4(3), 補足資料A4(8)	B10-M
参考資料 2	委員および一般からの意見	庶務	A4(13)	B10-N
参考資料 3	検討スケジュール (案)	庶務	A3(1)	B10-O

注1：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.15の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください。

注2：「 」のついた資料は原本はカラーとなっておりますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

第10回琵琶湖部会の説明資料より抜粋

河川管理者説明資料より

河川管理者より、次回部会での検討の参考として、資料4「淀川水系・野洲川の現状説明ほか」を用いて、治水対策についての説明がありました。以下にその主な内容を抜粋して掲載いたします。

河川整備計画策定のための洪水対策の論点
洪水対策を行うにあたり、今後どのような考え方で進めていくのかを委員会で議論していただくため、各論点毎に示したものです。

論点	項目
1. 基本方向	A案：従来の考え方を踏襲するのか B案：対策の考え方を転換するのか C案：その他
2. 対策の優先度	A案：破堤回避を最優先するのか B案：破堤回避と浸水対策等を同時実施を図るのか C案：その他
3. 実施場所の優先度	被害頻度、深刻度を勘案し、どのような考え方で優先実施場所を評価するのか
4. 土地利用の制限、調整	盛り込むべきか否か ・洪水に対して「脆い」地域を造ってきた大きな原因の一つは、洪水氾濫を考慮してこなかった土地利用 ・整備計画において、どこまで土地利用の制限、調整について盛り込むのか



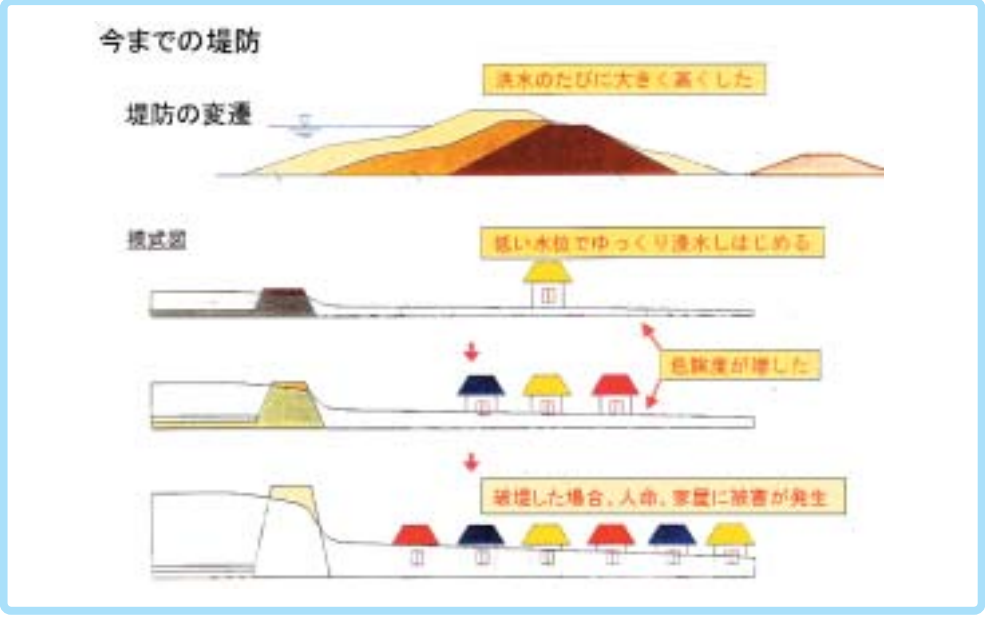
基本方向について（上図「1. 基本方向」についての詳細）

	従来型の洪水対策	治水対策の転換後の洪水対策
対策の考え方	目標規模（例えば20年に1回の降雨もしくは既往最大）に対して、無害とすることを優先する	いつ、どのような種類の雨が降るかかわからないことを前提として、壊滅的な被害（人命被害、家屋等の破壊、ライフライン支障による混乱等）を防ぐことを優先する
対策の進め方	<p>（対策の進め方）</p> <p>（整備内容の具体例）</p> <p>目標規模降雨に対して、浸水頻度を軽減 例えば、目標規模に対して安全な堤防の構築</p> <p>目標規模降雨に対して下流が安全であれば、上流区域で流下能力アップ</p> <p>目標とする流下能力を維持するために、堤防を強化</p> <p>堤防補強、護岸、橋梁対策等</p>	<p>（対策の進め方）</p> <p>（整備内容の具体例）</p> <p>破堤回避のための堤防の強化</p> <p>破堤の危険性を低減する堤防の構築、高上げ</p> <p>下流堤防の破堤の危険性を高めるような上流改修（狭窄部解消等の流下能力アップ）</p> <p>浸水頻度の軽減</p> <p>河川改修（拡幅）、遊水池、内水対策、ダム、橋梁対策等</p>
目標規模の決定	まず最初に目標規模の決定が不可欠（異常気象、利来の土地利用、森林状態、土砂流出経路等の不確定要素の想定が必要）	あらゆる規模の降雨を想定
減災対策時の前提条件	破堤氾濫（壊滅的被害）を前提	浸水氾濫を前提

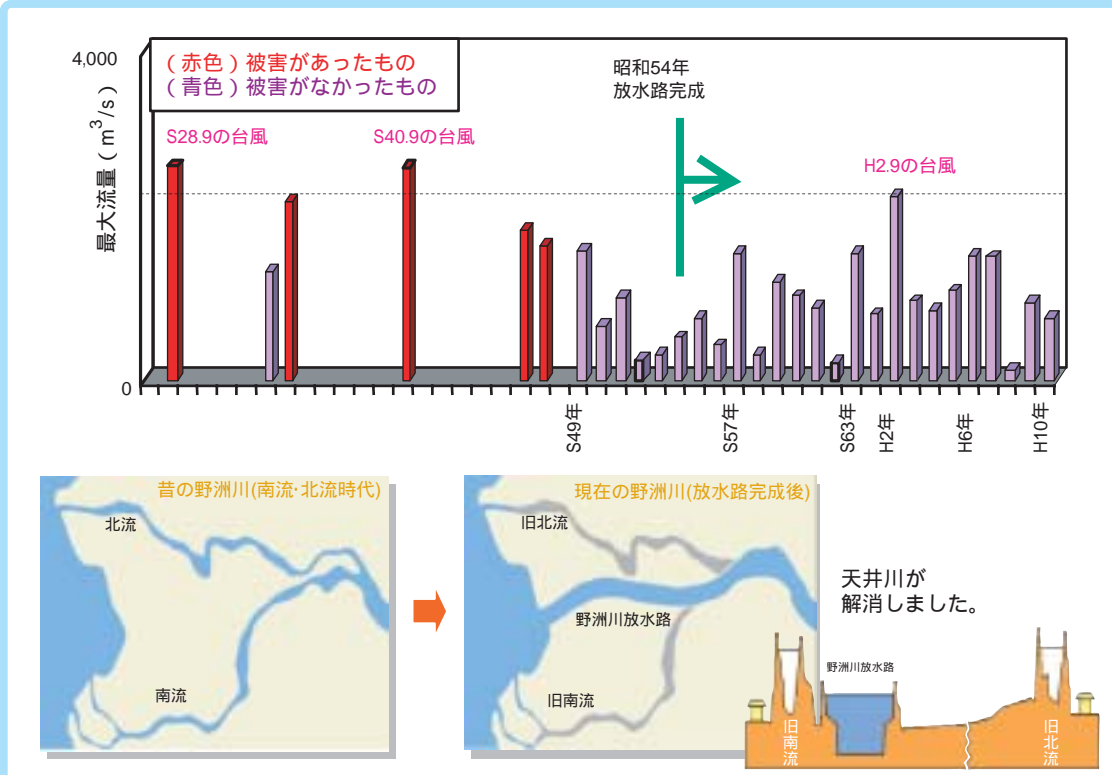
洪水対策の基本的方向

基本的方向
「繰り返す破堤の輪廻からの脱却」
洪水に対して「脆い」地域から、「したたかな」地域へ

繰り返す破堤の輪廻



破堤の危険性



洪水対策の基本的方向

洪水に対して「脆い」地域 ⇒ 洪水に対して「したたかな」地域

<ul style="list-style-type: none"> ・人命が失われる ・家屋等が破壊される ・ライフライン支障による混乱が生じる ・浸水による被害が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・たいしたことはない ・慣れている ・柳に風 	<ul style="list-style-type: none"> ・命までは取られない ・折り込み済み ・柔構造
--	--	---

- ・人命は失われない
- ・家屋等は破壊されない
- ・ライフライン支障による混乱は生じない
- ・浸水による被害が生じる できるだけ少なくする

野洲川広域洪水ハザードマップ原案

啓発
洪水氾濫危険区域図の公表
自治体の洪水ハザードマップ作成の支援
(原案を作成し、公表済み)

野洲川の位置図

記号	名称
[Yellow]	浸水深 0.5m未満の地域
[Light Green]	浸水深 0.5m~1.0m未満の地域
[Light Blue]	浸水深 1.0m~2.0m未満の地域
[Dark Blue]	浸水深 2.0m以上の地域
[Purple]	土石流危険渓流
[Brown]	日野川洪水氾濫危険区域

安全度の確保できない地点において堤防が決壊した時、氾濫流により浸水する区域を示しています。

河川整備の進め方

破堤を回避できれば
洪水による破壊力の緩和
氾濫速度の緩和
氾濫水量の減少

⇒ 破堤の回避を優先

破堤回避

堤防をなくす 堤防を強くする

堤防除去 沿川地上げ 堤防に芯 堤防を鎧う

土地利用、都市計画
見直し前提 応急対応

破堤回避

	沿川地上げ	堤防に芯	堤防を鎧う
概要図			
破堤回避			
地域と河川の分断修復		×	×
応急対応	×		

意見聴取・反映に関する試行の会の概要

第10回琵琶湖部会前半の部では、「意見聴取・反映に関する試行の会」が行われました。意見発表者7名を前半4名、後半3名に分け1人7分で発言いただき、その後、委員から発言者へ質疑応答がなされました。最後に、一般傍聴者3名から発言がありました。

以下の発言については、現在確認作業中ですので、今後、修正・変更の可能性があります。

はじめに（部会長より）

- ・本日の会には目的が2つある。1つは中間とりまとめを行うために住民の皆さまがどのようなご意見をもっているのかをお伺いするため。もう1つは、住民の皆さまのご意見をどのように反映していくか、その仕組みを考えるための試みにしたいと思っている。
- ・今回は、委員から意見発表者に対して質問をするだけでなく、相互に議論をしたいと考えている。



意見者からの意見と質疑応答（抜粋）

1. 川のすがた、川へのおもい

- ・水と文化研究会は、身近な水環境を見つめ直すために、「探検」「発見」「放っとけん」の3つの段階に分けて活動している。
- ・まず「探検」。水と文化研究会では、発足当初からホタルの生育調査（ホタルダス）を行ってきた。この「探検」の中で、ホタルやメダカにとっては水の流れが一番大事だということや、地域の人が川の水を使って暮らしていた頃の思い出や歴史が見えてきた。
- ・なぜ、琵琶湖周辺の水環境が悪化したのか。水環境カルテの調査を通じて「発見」したことは、水道が導入されたことにより、すぐ近くにあって琵琶湖や川の水が遠くなったということだった。水が命の源であり、その水を使い回していく“水の暮らし文化”の中では、私たちのすぐそばに絶えず水が流れていた。
- ・このまま「放っとけん」ということで、ホタルダスは結局10年続き、昨年は水質調査やホタルコンサートも行った。今後も近畿圏ですべて活動を続けていきたい。
- ・山、川、生き物・暮らしぶりをまるごと知って、そこから「何が大切か、なにをしたらいいのか」を私たち自身で反省し、見つめ直すことが琵琶湖の水を考える始まりになるのではないと思う。

委員：「水が遠くなった」ということについて、もう少し詳しく教えてください。

発表者：2つの技術が人を川から遠ざけました。1つは縦の技術。水は上流から下流に流れるものであり、だからこそ、上流の住民から下流の住民へ配慮や思いやりが養われてきました。しかし、下流から上流へ水を運ぶ水道がこれを見失わせました。もう1つは横の技術。排泄物を畑に運び肥料として利用していましたが、下水の設備によってこの横の繋がりも分断されてしまいました。

委員：今後、このような住民から意見を聴く会をどんなふうに行うかと思われませんか。

発表者：やはり、フィールドワークしかないと思います。外に出て動く。外に向かって活動するしかないと思います。

2. 琵琶湖の不適正水位操作による湖岸の流出（水害）について

- ・緑とやすらぎのある新海浜を守る会では、これまでも流域委員会に琵琶湖の水位操作等に関して問題提起をしてきた。琵琶湖岸の浜欠けの原因はいくつか考えられるが、水位操作がその主な原因であることは明白なので、琵琶湖の環境を配慮した水位操作への是正を要望する。いま、できることからやるべきである。
- ・現在、新海浜では浜欠けに対する応急処置として、岩石をネット上の袋に入れて湖岸に並べる「みずべみらい再生工事」が行われている。しかし、とても「未来」を考えた工事とは思えない。
- ・この冬はじめて、白鳥の群れが新海浜に訪れた。しかし2月になって整備工事がはじまり、白鳥は姿を消してしまった。これのどこが環境に配慮した工事なのか。
- ・「環境こだわり県」は、汚染者や破壊者に琵琶湖を売り渡さないで頂きたい。また、住民に対してパートナーシップを語る前に、まず行政内部で意見交換を行ってパートナーシップを確立して頂きたい。

委員：湖岸侵食の原因が琵琶湖の水位操作にあるということでした。しかし、主な原因は湖流の大幅な変化にあるのではないのでしょうか。湖底の形全体が変化していく中で、湖岸侵食も発生していると考えられませんか。

発表者：もちろん湖岸侵食の原因が水位操作だけにあるとは思っていません。しかし、春先のプラス30cmの水位操作によって、湖岸がえぐられていることも確かな事実です。今、現実にはできることから対応していかなければならないではありませんか。

委員：湖岸侵食について言えば、川の上流から砂が流れてこなくなったことも原因の1つではないか。上流から下流への砂の流れも考慮していかなければならないと思います。

発表者：私もそう思います。上流の山々から下流の河口までを考え、話し合う場が「愛知川 川づくり会議」だと思っていたのですが、そうではなかった。議論し合う場がないのです。

委員：新海浜の工事は、本当にナンセンスだと思います。工事をしている人間は、何もわかっていないと思います。本当に修復しようと思うなら、岸だけでなく、少し沖にまで砂をどんどん入れていくしかないと思います。しかし、そのためには非常に金がかかる。その辺りについて、どう思われますか。

発表者：どういった対策がもっとも効果的なのか、私にもわかりません。当面は、現在の工事で仕方ないのかもしれませんが、しっかり調査して、恒久的な対策を施していかなければならないと思います。



3. 水質濃度が低ければ生物多様性が確保できるのか

- ・河川・湖沼の水をBOD（COD）や窒素、リンの濃度が低ければ良いという短絡的な見方をする人が多い。水生動植物は生育のために栄養塩類と有機質が必要であるということ配慮すべきである。
- ・生物の多様性の保全・復元のために、河川・湖沼の水は各水域で生存する生息種が必要とする適度な栄養分、河川・湖沼及びその流域が自然的状態であった頃の栄養分を保持するという考え方が必要ではないか。
- ・河川の水質保全のあり方については、魚類が遡上しやすい河川・溪流の復元と、水生動植物が棲み良い河川環境の復元（河状と河岸周辺の環境の復元）を、治水・利水と調和を図り、可能な施策から実施することを検討願いたい。

委員：窒素、リンの濃度が低ければ、それで良いとは限らない。まさにその通りだと思います問題はその基準をどこに置か、という点だと思いますが、いかがでしょうか。

発表者：水質の基準については、非常に難しい問題だと思います。生物の多様性のためには、「自然に帰れ」としか言いようがありません。

委員：水質の基準については、「魚」も基準になってくるのではないかと。例えば、マスのような魚には相当きれいな水が必要だが、アユは汚ない水にも棲んでいます。こういった水質を基準とするべきか、様々な議論があると思います。

4. 琵琶湖・愛知川周辺の問題点と要望

- ・農地の真ん中に住んで、肌で感じている変化について、話をしたいと思う。
- ・生活排水による富栄養化や田植え時の泥水の流入によって汚染が進んでいる。特に、田植えの度に一気に琵琶湖に流れてゆく農業排水は大問題ではないか。また、除草剤の使用についても、早急に対策が必要である。
- ・川の直線化、内湖等の埋め立てによる自然浄化能力の減少（あるいは、川に浄化能力があるという認識の欠如）している。
- ・ほ場整備による乾田化と冬季の川の乾上がりによって、多様な生物が棲める場所がなくなりつつある。ほ場整備によって作られたU字溝は、生物にとって、1度落ちると死んでしまう「地獄の溝」となっている。これらを早急に整備して、田んぼと川・琵琶湖との連続性を回復していくべきである。
- ・川辺林やワンドは、ゆっくり水の流れる多様な生物が棲む空間として残してゆくべきではないか。

委員：ほ場整備による利点について、教えてください。

発表者：大型の機械を導入したことにより、作業時間も短縮し、労力も軽減しました。昔は人の手を使っていたわけですから。しかし、今はあまりにも人間本位になりすぎて、動植物をまったく無視してしまっています。

委員：ほ場整備は、これまで10年、20年の間、画一的な整備を行ってきたのではないかと。生態系にとって良い田んぼづくりという発想が全く欠けていると思います。

発表者：やはり、画一的な整備ではなく、地域の特色を生かしたほ場整備を行っていきべきだと思います。時には、人間の経済活動も規制してゆく必要もあると思います。

5. 琵琶湖は生きた教材、琵琶湖学習の拠点作りを

- ・平成14年から小・中学校で「総合的な学習の時間」がスタートする。子供が自ら考える力を育てることが目的であるが、そこに生きた教材である琵琶湖を多方面に総合的に学習する「琵琶湖学習」を取り入れたいと考えている。
- ・琵琶湖は多くの恵みを与えてくれている、人々の生活を豊かにしている、多彩な文化を育んでいるといったことを子供たちに理解させながら、琵琶湖の現状と問題点を追求し、具体的な行動計画を考えながら実践し、考える力を育ててゆきたい。
- ・そのためには、すぐに使える良い教材が不可欠である。同時に人材、施設など、流域委員会にサポート役をお願いしたい。

委員：学校として1つの課題を選択し、学校ぐるみで活動してゆくというお話だと思えます。そこで、1番最初の段階、つまり課題を選択する段階での具体的な取り組みについて教えてください。あと、教師以外の協力者を募るということは、もう既に実践されていることなのでしょうか。

発表者：残念ながら、実践例は非常に少ないのです。教師の意欲の問題もありますし、その意欲を引き出す工夫も必要でしょう。社会科教師が細々と時間を捻出しながら実践しているのが、現状です。

6. 余呉高原スキー場増設に関する問題点について

- ・高時川の最上流で行われている余呉高原スキー場の開発によって、高時川や丹生川に大量の濁流が流れ込んでいる。この問題の解決のために協議会を立ち上げ、県当局や業者とも話し合いを進めているが、現在のところ、環境保全の意見が十分に反映されるシステムにはなっていない。
- ・問題点は、開発の許可が出せるシステム（行政サイドでは出さざるを得ないシステム）では十分にチェックできない点にあるのではないかと。
- ・県民も苦しみ、行政も苦しみ、業者も苦しんでいるという現状を解決してゆくために、時代に見合った新しい認可システムの構築が必要である。

委員：認可の手続きについて、法律的なことについてご存じでしたら、お聴かせください。問題は、縦割り行政というシステムにあるのでしょうか。それとも、認可の手続きにあるのでしょうか。

発表者：いろいろ調べたのですが、率直な話、法律についてはよくわかりません。認可のための細かなチェックシステムもありませんから、たった1人の担当者がハンコを押して書類を流すだけなのではないのでしょうか。やはり、森林の担当者、文化財の担当者等が同じテーブルについてチェックするシステムが必要だと思います。



これまで開催された委員会および部会等について

第10回琵琶湖部会(平成14年2月19日)までに、以下の会議が開催されています。

	会議	開催日		会議	開催日
委 員 会	第1回委員会	平成13年2月1日(木)	淀 川 部 会	第1回 淀川部会	平成13年5月9日(水)
	第2回委員会	平成13年4月12日(木)		第2回 淀川部会(現地視察)	平成13年6月2日(土)
	第3回委員会	平成13年6月18日(月)		第3回 淀川部会	平成13年7月6日(金)
	第4回委員会	平成13年7月24日(火)		第4回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月9日(木)
	第5回委員会	平成13年9月21日(金)		第5回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月11日(土)
	第6回委員会	平成13年11月29日(木)		第6回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月19日(日)
	第7回委員会	平成14年2月1日(金)		第7回 淀川部会	平成13年9月10日(月)
琵 琶 湖 部 会	第1回琵琶湖部会	平成13年5月11日(金)		第8回 淀川部会	平成13年10月31日(水)
	第2回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月8日(金)		第9回 淀川部会	平成13年11月26日(月)
	第3回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月25日(月)		第10回 淀川部会	平成13年12月17日(月)
	第4回琵琶湖部会	平成13年8月22日(水)		第11回 淀川部会 (意見聴取の会含む)	平成14年1月26日(土)
	第5回琵琶湖部会	平成13年10月12日(金)		第12回 淀川部会	平成14年2月5日(火)
	第6回琵琶湖部会	平成13年11月1日(木)	第1回 猪名川部会	平成13年5月23日(水)	
	第7回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年11月20日(火)	第2回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月7日(木)	
	第8回琵琶湖部会	平成13年12月21日(金)	第3回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月21日(木)	
	意見聴取の試行のための会	平成13年12月21日(金)	第4回 猪名川部会	平成13年8月7日(火)	
そ の 他	第9回琵琶湖部会	平成14年1月24日(木)	第5回 猪名川部会	平成13年10月9日(火)	
			第6回 猪名川部会	平成13年12月18日(火)	
			第7回 猪名川部会	平成14年1月18日(金)	
			第8回 猪名川部会 (意見聴取の会含む)	平成14年1月27日(日)	
			第9回 猪名川部会	平成14年2月15日(金)	
			設 立 会	平成13年2月1日(木)	
			発 足 会	平成13年2月1日(木)	
			第1回 合同懇談会	平成13年2月1日(木)	

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

2. 下記にご記入下さい。

団体・会社名()

ご住所(〒)

T E L ()

E-Mail ()

お名前()

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 No と資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。(必ず ~ 全てにご記入下さい)

団体・会社名()

ご住所(〒)

T E L ()

E-mail ()

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

淀川水系流域委員会 琵琶湖部会ニュース No.10

2002年5月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。